

を備える場所として未利用地を利用し、ひいては自給自足の下水道処理施設となることも考えられる。

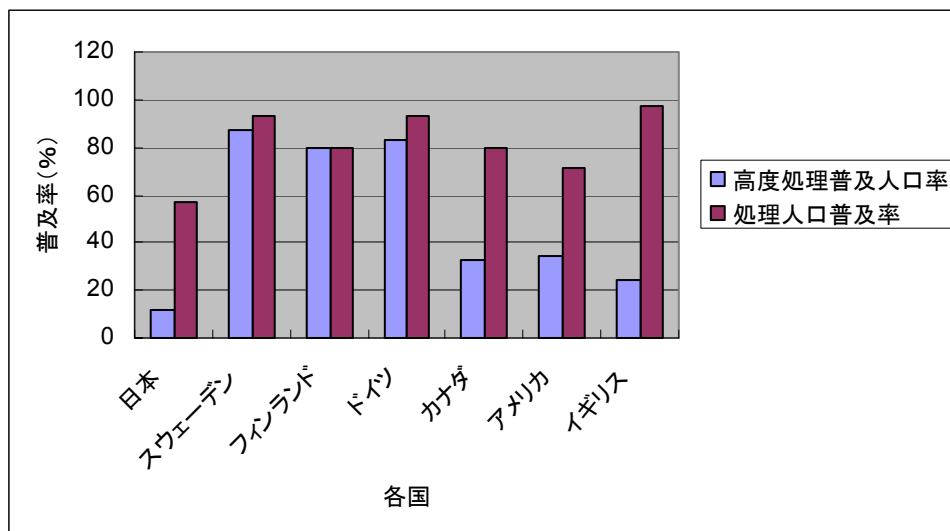
「下水道ビジョン 2100」においては、近年の異常気象による集中豪雨の増加についても言及されており、雨水流域下水道(※)等により、広域的な浸水対策を推進するほか、関係者間による情報ネットワークの整備を構築する等、流域を単位として関係者の連携のもとに効率的な浸水対策を推進している。

このような流域を単位としての整備を行うことも有効利用の一方法として検討していくことが考えられる。

(※)雨水流域下水道：公共下水道（終末処理場を有するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの(下水道法第2条4項ロ)。

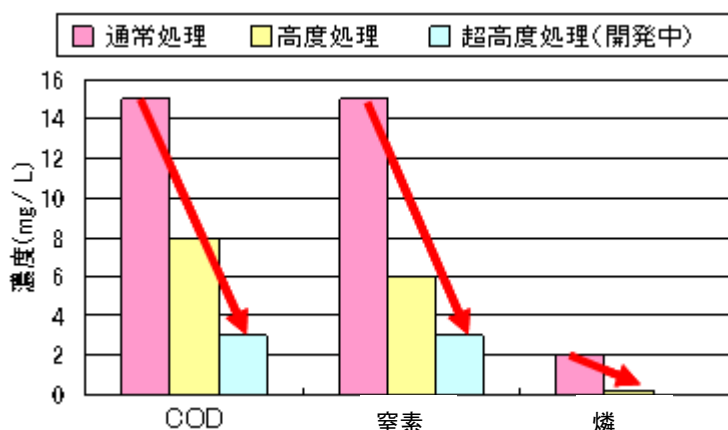
また、概要に記載している高度処理施設についてであるが、諏訪湖流域は特に高度処理を必要とする指定湖沼であり、既に高度処理施設の設置は終了している。しかし、高度処理人口普及率は長野県のみでなく日本全体についても世界の先進諸国に比して極めて低い状況にある。

図 3-2-2 高度処理実施状況の各国比較



高度処理により、窒素やリンといった富栄養化の原因物質等を多量かつ確実に除去し、環境への配慮を行うことは、日本全体の課題であるが県独自の更なる検討も必要と考える。高度処理による物質の排除の状況は次のとおりである。超高度処理施設は全国的にみても、いまだ開発中であり、高度処理施設の増設についての検討も必要と思われる。

図 3-2-3 高度処理の処理水質



2. 固定資産の管理状況について

(1) 概要

県の流域下水道における固定資産管理の状況は以下のようになっている。

物品については、下水道公社へ貸付けている物品については、下水道公社に管理を委託しており、下水道公社より物品借用書を受け取っている。また、建設事務所で使用されている物品については管理台帳を作成し、物品管理のためのシールを貼付している。

設備については、「財産に対する台帳等の整理について」の通知において、管理台帳の備え付けが規定されているにも拘らず完成図書で管理できるのみで、管理台帳が作成されていない。

(2) 実施した監査手続

貸付物品については、サンプルについて、建設事務所所有の貸付備品一覧と物品借用書に添付されている一覧との照合を実施した結果、一致し問題なかった。

建設事務所所有の、物品については管理台帳からサンプルを抽出し、物品番号を基に現物との照合を実施したところ、適切にシールが貼付されており、照合できた。

(3) 意見

設備については、管理台帳の備え付けが規定されているのもかかわらず、現状では台帳は作成されておらず、県費で購入した県の財産である固定資産の把握がすみやかにできない状態にある。個々の設備の完成図書については適切に保管されており、完成図書により取得時の状況は把握できる。県は、規程に基づき、自らの財産である設備の維持管理を適切に行うため、管理システム等により固定資産の管理台帳を早急に作成すべきである。

Ⅲ. 流域下水道管理システム

1. 概要

長野県流域下水道管理システム（以下、「管理システム」）とは、以下の目標を達成するために構築されたシステムである。このような管理システムは他県で導入されているケースは少ないものである。

| |
|--------------------|
| (管理システムの目標) |
| 恒常的業務の効率化による改善 |
| 迅速な処理による適正な維持管理の実現 |
| 膨大な情報の一元管理 |
| 県下3流域の業務仕様の統一、連携 |

流域下水道事業は、施設の建設と維持を同時に効率よく実施し、幹線管渠に関する地質調査資料や工事図面等、膨大にある資料を効率的に管理する必要がある。これら流域下水道事業を補完するために管理システムは導入されている。

2. 実施した監査手続

管理システムの概要、有効利用されているか等につきヒアリングを行った。

3. 結果

(1) 現状の利用機能と管理システム全体の機能

管理システムの開発計画は8年（2期に区分されていると考えても1期間4年）にも及び、通常のソフトウェアの償却期間から考えると開発計画期間は長く、機能的に陳腐化しているものもある状況と考えられる。

また、管理システム全体機能のうち、現状で有効に活用されている機能は幹線管渠情報と水質試験情報のみである。

表 3-3-1 下水道システムの機能と現状利用機能

| | 流域下水道事業 | 事業計画 | 建設工事情報 |
|---------|--------------|---------|----------|
| 流域下水道管理 | 幹線管渠 | 流域下水道台帳 | 管渠維持管理 |
| | 防災情報 | 震災対策 | 大雨・異常流入 |
| | 関連公共下水道管理 | 整備状況 | 使用情報 |
| 処理施設管理 | 施設管理 | 施設台帳 | 保守点検・修繕 |
| | | 施設配置状況 | 場内管渠配管設備 |
| | 水質試験 | 日常試験 | 定期的試験 |
| 総合的業務管理 | 資産管理 | | |
| | 資料管理 | | |
| | :現状活用されている機能 | | |

(2) データ入力状況

上記に記載された管理システムが有する機能を利用するためにはデータ入力作業を必要とするが、平成 14 年度の流域下水道管理システム検討委員会で決定しているシステム入力作業の分担に従い、監査実施時点での入力状況を調査した結果、現時点における各機能のデータ入力状況は次のとおりである。約半分の項目について、入力が完了しておらず、有効に利用できる状況ではない。これは、システムを利用する目的が承継されていないため、入力作業中のものについての作業自体も数年前から滞っているものもあり、管理システムが有効利用される条件が備わっていないことが原因である。

表 3-3-2 下水道システムへの入力状況

| | | 入力分担 | | | (現時点で入力できるものは) 入力済み | 入力作業中 (*) | 全く入力していない |
|---------|-----------|----------|----|----------|---------------------|-------------|-----------|
| | | 県 | 公社 | 保守委託業者 | | | |
| 流域下水道管理 | 幹線管渠 | 流域下水道台帳 | ○ | | 下流・上流・犀川 | 諏訪 | |
| | | 施設事業 | ○ | | | 諏訪・下流・上流・犀川 | |
| | | 管渠維持管理 | ○ | | | 諏訪・下流・上流 | 犀川 |
| | | 占用更新 | ○ | | | 諏訪・下流・上流・犀川 | |
| | 防災情報 | 震災対策 | | | | | |
| | | 地盤情報 | ○ | | 下流・上流・犀川 | 諏訪 | |
| | | 大雨対策 | | ○ | | 下流・上流 | 諏訪・犀川 |
| | 関連公共下水道管理 | 異常流入対策 | | ○ | 諏訪・犀川 | 下流・上流 | |
| | | 整備状況 | ○ | | | 諏訪・下流・上流・犀川 | |
| | | 接続・排水量 | ○ | | 諏訪 | 下流・上流・犀川 | |
| 処理処分施設 | 設備情報 | 特定事業場 | ○ | | 諏訪 | 下流・上流・犀川 | |
| | | 設備台帳 | | ○ | | 諏訪・下流・上流・犀川 | |
| | | 建築付帯設備台帳 | | ○ | | 諏訪・下流・上流・犀川 | |
| | | 設備管理図書情報 | | ○ | 下流・上流 | 犀川 | 諏訪 |
| | 保守点検修繕 | 工事台帳情報 | ○ | | | 諏訪・下流・上流・犀川 | |
| | | 保守点検修繕 | | ○ | | 諏訪・下流・上流 | 犀川 |
| | 施設配置状況 | 予定実績情報 | | ○ | | 諏訪・下流・上流 | 犀川 |
| | | 配置・フロア | | | ○ | 犀川 | 諏訪・下流・上流 |
| | 維持管理情報 | 場内管渠情報 | | | ○ | 犀川 | 諏訪・下流・上流 |
| | | 水質等試験 | | ○ | | 諏訪・下流・上流・犀川 | |
| 運転管理 | | | ○ | | 諏訪・犀川 | 下流・上流 | |
| 備品管理 | | ○ | | 下流・上流・犀川 | 諏訪 | | |
| 植栽管理 | | | ○ | 諏訪・下流・上流 | 犀川 | | |
| 維持管理費 | | | ○ | 諏訪 | 下流・上流・犀川 | | |
| 業務管理 | 届出情報 | ○ | | 下流・上流 | | 諏訪・犀川 | |
| | 資産管理 | 資産価格情報 | ○ | | 下流・上流 | 諏訪 | 犀川 |
| | 土地・建物管理 | ○ | | 下流・上流 | | 諏訪・犀川 | |
| | 総合資料作成 | 維持管理年報 | ○ | | | 諏訪・下流・上流・犀川 | |
| | 引継書 | ○ | | | | 諏訪・下流・上流・犀川 | |

*例：平成 13 年度までは入力してあるが、それ以降されていないというような、担当者の交代により継続的に入力されていないものも含む

(3) 流域の導入コスト負担状況と財源の妥当性

管理システムの導入コスト総額は、約 300 百万円を超える多額なものであるにも拘らず、上記 3. (1) 及び (2) に記載のとおり、当該管理システムは十分に有効利用されている

とはいえない。

また、流域別の負担の決め方は、規模や事業の進捗状況に応じて、前年の予算策定期間の前までに各流域に割り振り、業務ごとに各流域で発注し、負担する方法である。負担割合は流域下水道管理システム検討委員会で決定されるが、特に明確なルールのもとでこの割合が決定されたという検討結果を示す証跡は残っていない。

なお、当該管理システムに関する支出書類を残されている範囲で確認したところ、平成8年度は約18百万円発生しており、内訳は諏訪湖及び千曲川でそれぞれ7百万円、犀川で4百万円となっている。平成9年度は約55百万円発生しており、内訳は諏訪湖25百万円、千曲川16百万円、犀川14百万円となっている。平成10年度は、約68百万円発生しており、内訳は諏訪湖及び千曲川でそれぞれ28百万円、犀川12百万円となっている。平成11年度は約67百万円発生しており、内訳は諏訪湖30百万円、千曲川26百万円、犀川11百万円となっている。平成12年度は、約29百万円発生しており、諏訪湖17百万円、千曲川及び犀川でそれぞれ6百万円ほどとなっている。平成13年度は約44百万円発生しており、内訳は、諏訪湖17百万円、千曲川20百万円、犀川6百万円となっている。平成14年度は約32百万円発生しており、諏訪湖及び千曲川でそれぞれ13百万円、犀川6百万円となっている。平成15年度は約19百万円発生しており、諏訪湖5百万円、千曲川10百万円、犀川4百万円となっている。

また導入の財源は、国の補助金はなく、県単費(建設費)を用いて、負担割合は県50%市町村50%となっているが、本来の管理システム導入目的から鑑みるならば、維持管理費と考えられ、県の負担は適当ではないと考えられる。

4. 意見

(1) 契約締結方法

管理システムは、平成8年より導入を開始しており、契約も平成8年より8年間に渡り3流域でそれぞれ契約している。また契約は、各年度かつ各流域で分割されて締結がなされているが、本来、投資総額300百万円程度が見込まれる契約については、県において一括発注して、各流域が応分の負担をするべきであったと考えられる。

(2) 導入意思決定方法について

流域下水道管理システム検討委員会の議事録を確認したところ、委員会へ出席しているメンバーは、県下水道課(現生活排水対策室)、各流域の建設事務所、長野県下水道公社各流域の事務所の職員である。投資総額の50%を負担している市町村職員の意思決定への参加が明らかでないため、市町村も含めた適正な意思決定過程が必要であったと考えられる。

(3) 今後の有効利用の検討について

現状の管理システム運用体制は、現地の建設事務所と公社の現地事務所が入力済みのデータを活用している。利用されている情報は、接続率・水洗化率・幹線管渠情報・水質試験情報であり、施設管理等その他の情報については、データ入力が未了である。

現状の運用体制は、各流域の公社現地事務所と所管の県建設事務所での連携であるが、将来は必要性に応じて、県や各流域間も連携させることも可能である。

ただし、詳細の運用状況や将来の連携構想が明らかにされていないため、今後の構想を明確にした運用体制の整備、及びデータ入力作業計画を立案して有効利用することが必要である。

IV. その他流域下水道事業について

1. 流域下水道に係る人件費について

(1) 概要及び実施した監査手続

流域下水道に係る業務を行っている役職員の人件費についての負担割合についてヒアリングを実施した。流域下水道に係る役職員としては、本庁生活排水対策室に 16 名（うち流域下水道ユニット所属職員 3 名）在籍している。また、建設事務所にて 28 名の職員が、主に流域下水道の業務を実施している。しかし、本庁あるいは建設事務所の人件費のほとんどが一般会計で負担されており、特別会計で負担している平成 16 年度の人件費は 8 名分、平成 17 年度は 5 名分である。

県では、予算時に特別会計の人件費を、流域下水道建設費に含まれている事務費の金額により決定している。

平成 16 年度実績額及び平成 17 年度予算額は以下の表のようになっている。

表 3-4-1 補助金事業

(単位：千円)

| | 事業費 | 事務費 | 給与 |
|-------------|-----------|--------|--------|
| 平成 17 年度予算額 | 3,020,500 | 62,500 | 34,375 |
| 平成 16 年度実績額 | 4,620,200 | 84,000 | 60,480 |

表 3-4-2 県単独事業

(単位：千円)

| | 事業費 | 事務費 | 給与 |
|-------------|--------|-------|-------|
| 平成 17 年度予算額 | 66,000 | 6,600 | 3,630 |
| 平成 16 年度実績額 | 64,600 | 6,460 | 3,266 |

表 3-4-3 合計

(単位：千円)

| | 事業費 | 事務費 | 給与 |
|-------------|-----------|--------|--------|
| 平成 17 年度予算額 | 3,086,500 | 69,100 | 38,005 |
| 平成 16 年度実績額 | 4,684,800 | 90,460 | 63,746 |

(2) 意見

本来、人件費については、実施している業務に基づき、一般会計で負担すべきか、あるいは、特別会計で負担すべきかを決定すべきである。現在の方法では、補助金の金額により、特別会計で負担する人件費の範囲を決定しているため、流域下水道に係るコストが適切に把握できないこととなっている。すなわち現状では、受益者が負担すべきコストの一部を県民全体で負担しているといえる。

流域下水道にかかわるコストを適切に把握するため、及び、受益者と県の負担割合を適

切にするため、役職員の業務に基づき特別会計の負担とするか、一般会計の負担とするかを決定すべきである。

2. 退職給与

(1) 概要

県においては、企業会計方式が採用されておらず、退職金支払時にのみ会計処理が行われる。従って、本来発生している将来の退職給与負担分が把握されていない。

(2) 実施した監査手続

平成 16 年度に流域下水道に係った役職員の退職給与負担額の算定を実施した。

退職給与負担額については、自己都合退職の退職給与要支給額により算定を行い、平成 16 年度に流域下水道に係った役職員の平成 15 年度末及び平成 16 年度末の自己都合退職の場合の退職給与要支給額を入手した。

(3) 意見

県より入手した資料に基づき、試算した結果、流域下水道事業が負担すべき平成 16 年度の退職金額は、41,642 千円である。この退職金負担額についても、平成 16 年度の費用として認識し、流域下水道に係るコストとして把握すべきでありこのためにも企業会計方式を採用すべきである。

3. 汚泥処理施設の維持

(1) 概要

県は、平成 10 年度に「長野県下水汚泥処理構想」を策定しており、そこでは下水道の整備普及に伴う汚泥処分量の増加への対応を課題として掲げている。長野県は小規模な処理場を抱える市町村が多く、個別の対応では経済性が劣ると考えられ、広域化・共同化による効率的な事業を目標としている。特に流域下水道事業においてはそれぞれ汚泥処理施設を設置している。諏訪湖流域では、汚泥処理施設・汚泥焼却施設・溶融結晶化施設を、千曲川流域では、汚泥処理施設・汚泥焼却施設を、犀川安曇野流域では、汚泥処理施設を備えている。

長野県下の 4 流域下水道における処理水量、汚泥発生量、汚泥処理の処分量、最終処分性状及び処分方法は次のとおりである。汚泥処理については、県の方針として、県内で処理することを原則としているが、各流域において処分委託業者の競争入札を行い、毎事業年度の処理を実施している。ただし、諏訪湖流域においては、特殊な要因として、汚泥の中に温泉に起因する砒素の含有量が多いことから汚泥処理は外部委託せず、処理場内に溶融結晶化施設を設けて砒素が溶出しない生成物を製造している。その他の流域では、各処

理方法を外部委託業者へ委託している。

表 3-4-4 汚泥の発生量と処分量

| 流域名 | | 諏訪湖 | | | 千曲川下流 | | | 千曲川上流 | | | 犀川安曇野 | | | | |
|--------|-------------------------|------------|--------|--|------------|-------|-----|-------------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 平成12年度 | 処理水量(m ³ /年) | 36,903,000 | | | 10,349,000 | | | 2,432,000 | | | 1,861,000 | | | | |
| | 汚泥発生量(t) | 脱水汚泥 | 12,944 | | 脱水汚泥 | 7,774 | 170 | 脱水汚泥 | | 2,289 | 脱水汚泥 | 1,822 | 699 | 1,123 | |
| | 処理過程 | 焼却灰 | 622 | | | | | | | | | | | | |
| | 処分量(t) | 人工骨材 | 789 | | 焼却灰 | 237 | | | | | | | | | |
| | 処分方法 | 人工骨材利用 | | | セメント原料利用 | 肥料 | | 肥料 | | | セメント原料利用 | 肥料 | | | |
| 平成13年度 | 処理水量(m ³ /年) | 36,604,000 | | | 11,364,000 | | | 3,744,000 | | | 2,737,000 | | | | |
| | 汚泥発生量(t) | 脱水汚泥 | 12,789 | | 脱水汚泥 | 6,411 | 104 | 脱水汚泥 | 3,067 | 1,201 | 771 | 脱水汚泥 | 3,109 | 2,184 | 925 |
| | 処理過程 | 焼却灰 | 566 | | | | | | | | | | | | |
| | 処分量(t) | 人工骨材 | 715 | | 焼却灰 | 273 | | 焼却灰 | 51 | | | | | | |
| | 処分方法 | 人工骨材利用 | | | セメント原料利用 | | | セメント原料利用 | 肥料 | | セメント原料利用 | 肥料 | | | |
| 平成14年度 | 処理水量(m ³ /年) | 36,698,000 | | | 11,990,000 | | | 4,648,000 | | | 3,922,000 | | | | |
| | 汚泥発生量(t) | 脱水汚泥 | 13,409 | | 脱水汚泥 | 6,074 | 14 | 脱水汚泥 | 5,220 | 191 | | 脱水汚泥 | 3,499 | 2,559 | 940 |
| | 処理過程 | 焼却灰 | 829 | | | | | | | | | | | | |
| | 処分量(t) | 人工骨材 | 965 | | 焼却灰 | 361 | | 焼却灰 | 262 | | | | | | |
| | 処分方法 | 人工骨材利用 | | | セメント原料利用 | | | セメント原料利用 | | | セメント原料利用 | 肥料 | | | |
| 平成15年度 | 処理水量(m ³ /年) | 38,022,000 | | | 12,520,000 | | | 7,285,000 | | | 4,851,000 | | | | |
| | 汚泥発生量(t) | 脱水汚泥 | 12,917 | | 脱水汚泥 | 5,353 | | 脱水汚泥 | 6,316 | 92 | 160 | 脱水汚泥 | 4,280 | 3,320 | 960 |
| | 処理過程 | 焼却灰 | 855 | | | | | | | | | | | | |
| | 処分量(t) | 人工骨材 | 965 | | 焼却灰 | 384 | | 焼却灰 | 302 | | | | | | |
| | 処分方法 | 人工骨材利用 | | | セメント原料利用 | | | セメント原料利用 | 肥料 | | セメント原料利用 | 肥料 | | | |
| 平成16年度 | 処理水量(m ³ /年) | 40,361,000 | | | 13,870,000 | | | 8,509,000 | | | 5,605,000 | | | | |
| | 汚泥発生量(t) | 脱水汚泥 | 14,480 | | 脱水汚泥 | 6,609 | | 脱水汚泥 | 7,785 | | 436 | 脱水汚泥 | 4,527 | 3,412 | 1,115 |
| | 処理過程 | 焼却灰 | 936 | | | | | | | | | | | | |
| | 処分量(t) | 人工骨材 | 1,058 | | 焼却灰 | 421 | | 焼却灰 | 343 | | | | | | |
| | 処分方法 | 人工骨材利用 | | | セメント原料利用 | | | セメント原料として利用 | | | セメント原料利用 | 肥料 | | | |

* 汚泥最終処分性状と処分量

(2) 実施した監査手続

各流域の汚泥発生状況、汚泥処理方法をヒアリングして、諏訪湖流域及び犀川安曇野流域については、現地視察を行った。その中で汚泥処理を外部業者へ委託しているものについては、毎年の委託契約先の選定状況を確認するため契約書類を閲覧した。また、長野県下水道のあり方検討委員会「施設の点検・維持管理ワーキングチーム」（以下、「維持管理WT」という。）の提案についての取組み状況を確認した。

(3) 結果

汚泥処理業者への委託契約については、現地調査を実施した犀川安曇野流域において、毎年の委託契約先の選定を契約書類で確認した結果、問題はなかった。

(4) 意見

ア. 砒素を含む下水道汚泥の取扱い方針

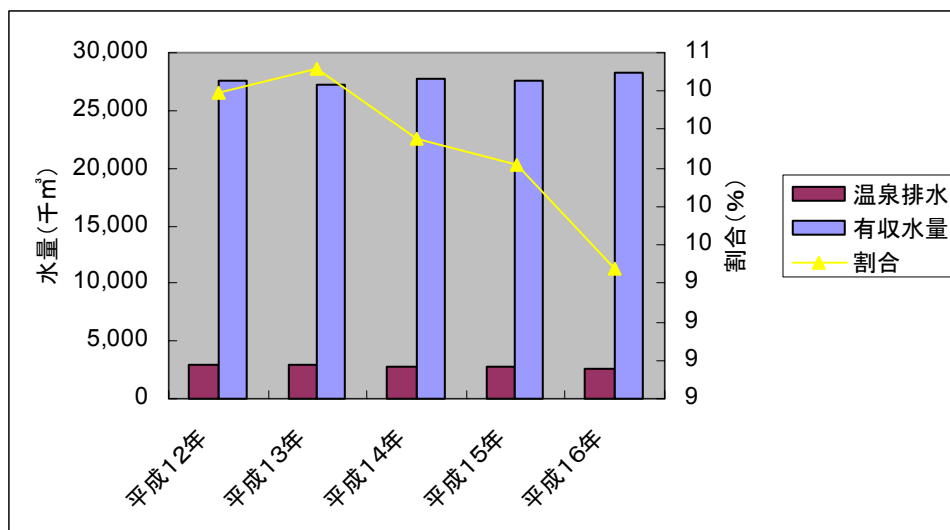
諏訪湖流域の処理場である豊田終末処理場において、下水道汚泥の人工骨材化を必要

とする一番の要因は温泉排水に起因する砒素への対応である。諏訪湖流域下水道の汚泥については、昭和 54 年度供用開始以来、諏訪圏域内処理を基本としているが、人工骨材の有効利用と人工骨材化のコストとの関係を検討して再度、この方針を見直すべき時期であると考ええる。

なお、砒素を含む下水道汚泥を処分する場合のコストについてであるが、人工骨材化する場合は、焼却灰 1t 当り 227,300 円発生する。また焼却灰のまま外部業者に委託して県外処分した場合には、焼却灰 1t 当り 105,000 円発生する。具体的に平成 15 年度の処分量から実際のコスト計算をして比較してみる。焼却灰は 863.4t 発生していることから、人工骨材化した場合には 196 百万円発生し、仮に県外処分した場合には、90 百万円となる。両者を単純に比較した場合には、人工骨材化のコストは、県外処分コストの約 2 倍発生するが、この結果のみで判断はできない状況である。すなわち、県外処分は、大量の焼却灰を処分できるかは明らかでなく、過去の処分実績からは難しい。定型的に受け入れられる業者が存在するのか否かの調査がまず必要である。

砒素問題に対する改善方法としては、温泉排水をそもそも下水道から分離するか、処理費用を受益者負担とすることである。豊田終末処理場の有収水量全体に占める温泉排水の割合は次のとおりである。

図 3-4-1 諏訪湖有収水量に対する温泉排水割合



温泉排水を下水道から分離することは、排水管を新たに設置する等コスト増が予想されるが温泉排水の占める割合を考えると検討の余地があると考えられる。

一方、受益者負担の考えについては、砒素は生活排水中にも含まれており厳密に砒素を含む排水を特定することは、難しいとも考えられるが、明らかに温泉排水を営業若しくは公共用で排水している場所について特定する等、一定の基準を策定して受益者負担とすることも考えられる。

イ. 溶融結晶化設備について

溶融結晶化設備について維持管理 WT からの指摘がある。内容は、維持管理費が高額であり、民間処理業者の汚泥・焼却灰の受入の動向等を考慮し、再度、焼却灰の最終処分を検討すべきということである。

人工骨材を製造する溶融結晶化施設の稼働率をみると、当初の想定値が 77.5%であるのに対して、83.6%の稼働で実施している。現在、1 台増設の要否が検討されているが、むしろ現在の処理能力で対応できる環境づくりが必要と考える。

さらに有効利用の観点から人工骨材の用途をみると、下水道工事の埋め戻し材、処理場内への敷きこみ、路盤の改良（場内舗装）、近隣小学校のグラウンド敷き込み等への利用にとどまり、売却するまでの量的規模にはいたっていない。

具体的には、稼働についての検討を行い、人工骨材の有効利用の方法をさらに検討する必要がある。他県の処理状況のリサーチを実施することも必要と考える。

ウ. 維持管理 WT からの提案への対応について

汚泥脱水設備、汚泥焼却設備についての提案があり、平成 17 年 11 月以降見直しのための検討が行われているが、速やかに対応すべきと考えられる。

4. 日本下水道事業団の管理諸費率の管理について

(1) 概要

県では、機械設備、電気設備の工事について、工事業者の選定、発注、契約、監督、検査、県への引渡しについて日本下水道事業団（以下「事業団」という）へ委託している。

また、これらの委託契約は、各流域を管理している県建設事務所において随意契約により締結しており、契約単位は各流域別となっている。一方、事業団が建設工事を受託した場合の費用について、工事費と管理諸費（事務費）があるがそれぞれ算定方法が異なっている。工事費については、実施設計を行った結果算定され、管理諸費（事務費）については、事業団が一定率を次のとおり定めており、契約金額ごとに算定される。

表 3-4-5 建設工事の管理諸費率

| 受託金額 | 管理諸費率 |
|----------------------|-------|
| 5億円以下の金額に対して | 5.3% |
| 5億円を超え、10億円以下の金額に対して | 4.3% |
| 10億円を超える金額に対して | 3.3% |

なお、管理諸費を算定するにあたっては、長野県全体の流域下水道に関する契約合計金額に対して算定されるため、4 流域合計の契約金額を集計することが必要になり、管理諸費率が正しく算定されているかを県の生活排水対策室で管理している。

(2) 実施した監査手続

事業団との契約についてヒアリングし、管理諸費について公表されている管理諸費率が適用されていることを管理監督されているかを確認した。

(3) 意見

事業団と県との間に直接的な契約関係はないが、管理諸費率は県全体の金額単位で算定されるため、生活排水対策室では、表 3-4-5 の管理諸費率よりも高い諸費の負担になっていないかという視点でのみ確認している。また、各流域では県内の他流域の情報を入手していないことから、生活排水対策室にて各流域から情報を入手の上、実績の諸費率を確認する方法を取っている。

その確認方法として、現在までは管理諸費が、事業団の示す管理諸費率の範囲内であることを流域全体の金額に対する比率でのみ確認する方法であり、一定のルールのもとで実施されている作業ではない。

今後は、各流域の実績比率を算定して不公平な諸費率になっていないか等を継続的に確認するようすべきである。なお、確認の結果、流域ごとに異常な比率が算定されたら、事業団へその理由を確認のうえ、適正な諸費率であるか否かを県より確認することも必要と考える。

5. 各流域別維持管理業務委託契約書に基づく業務報告書について

(1) 概要

各流域において、流域下水道の維持管理業務の委託について県の建設事務所と財団法人長野県下水道公社との間で、委託契約書が締結されている。それに伴い、仕様書 21 条の規定により、報告を必要とする書類について定められている。各流域において報告すべき項目は、以下のとおりである。流域ごとに報告書項目に一部違いがあるが、各流域は供用開始時点が異なり、初めて流域下水道が導入された諏訪湖流域の報告書項目を基に改善を図りながら、各流域の建設事務所が意思決定主体となって決めているためである。

表 3-4-6 維持管理月報の記載状況

| 流域別 | 諏訪湖 | 千曲川下流域・上流域 | 犀川安曇野 |
|-------|----------------|------------------|--------------|
| 根拠 | 21条 | 21条 | 21条 |
| | 様式2 | 様式2 | 様式2 |
| 報告書項目 | | | |
| 1 | 豊田終末処理場管理月報 | 管理月報 | 管理月報 |
| 2 | 水質試験月報 | 水質試験月報 | 水質試験月報 |
| 3 | 活性汚泥試験月報 | 運転管理状況報告書 | 運転管理状況報告書 |
| 4 | 汚泥試験月報 | 設備故障修繕状況・関連工事報告書 | 設備故障修繕状況報告書 |
| 5 | 高度処理試験月報 | 管渠パトロール業務報告書 | 管渠パトロール業務報告書 |
| 6 | 水処理自動測定機月報 | 再委託業務状況報告書 | 施設見学月報 |
| 7 | 各種試験結果報告 | 施設見学月報 | 再委託業務状況報告書 |
| 8 | 月間業務完了届 | | |
| 9 | 設備修繕工事等実施状況報告書 | | |
| 10 | 施設見学月報 | | |
| 11 | 各データ推移グラフ | | |

(2) 実施した監査手続

4 流域のうち、報告書項目の異なる諏訪湖流域、その他共通する報告書項目のある流域から犀川安曇野流域の業務報告書を入手し、当該報告書の入手、利用方法について、適切に管理されているかにつきヒアリングを行った。

(3) 結果

犀川安曇野流域において業務報告書の入手状況を確認した結果、表 3-4-6 に記載される報告書項目のうち、再委託業務状況報告書については、平成 16 年度再委託業務 18 業務のうち 1 業務のみの報告書提出であり、報告を必要とされる書類が一部提出されていない。

(4) 意見

業務報告書は、維持管理を委託している財団法人長野県下水道公社から各流域の建設事務所へ報告されているが、報告内容は、技術的な視点が必要となるため、管理監督を行うためには、技術的視点からの内容監督が必要となる。しかし、県建設事務所職員では技術面からの内容の確認が十分にはできない部分があり、業務報告書の全項目について確認できていない。また、技術的な分野の報告資料については、県の専門家や公社所属の専門家に依頼して異常の有無を確認している事務所もある。

このような状況において多くの時間を用いて作成した資料であっても有効活用がなされないと作成した価値を失うことになる。よって活用方法を再度検討して、チェック項目・チェックポイントを明らかにすること、異常が発生したときに、認識・発見できるような様式へ改善すること、若しくは技術的項目も確認可能な職員を配置する等の改善を図ることが望ましい。

6. 入札制度

(1) 概要

県においては、入札制度改革が以下の3つの理念に基づいて実施されている。

(i) 「納税者が求める4つの条件（透明度・競争性・客観性・公正公平性）」が満たされる入札制度

(ii) 『いい仕事をする業者』が報われる入札制度へ

(iii) 『公務員の意識改革』を促す入札制度へ

県では、入札制度の改革が絶えず行われている。

平成16年12月の改革では、入札改革制度の理念を実現するため、受注希望型競争入札の本格実施、低入札価格調査制度の見直しを行ったものである。その結果、県の生活環境部・農政部・林務部・土木部・住宅部・企業局の平均落札率は、平成16年において70%前半であったが、平成17年以降は80%前半となっており、入札改革の理念の実現がされている。

(2) 実施した監査手続

平成16年度の流域下水道工事発注状況の一覧表を入手し、落札率について98%を超えるものについて、ヒアリングを実施した。また、建設事務所において、入札に関する手続が適切に行われているかについて、サンプルを抽出し、入札に関する資料を入手し、承認の有無、計算方法の正確性、保存状況について検討を実施した。

(3) 結果

入手した流域下水道工事発注の一覧表には落札率98%を超えるものが2件あった。豊田終末処理場改築工事については、入札の結果2社からの入札しかなく、結果として入札率が高くなっている。また、身障者スロープ設置工事については、入札者がなく、結果として随意契約となったものであった。ヒアリングの結果、手続上の問題は認められなかった。

抽出したサンプルについては、適切な承認が実施されており、ヒアリングにより予定価格の算定、落札額の決定において適切に実施されていた。また、入札に関する資料の保管状況も良好であり、問題なかった。

V. 長野県下水道公社の事務の執行について

1. 財政状態・経営成績

(1) 平成17年3月末の財政状態

ア. 平成17年3月31日現在の貸借対照表

表 3-5-1 貸借対照表総括表

(単位 円)

| 1 資産の部 | | | | | | |
|------------|---------------|---------------|----------------------|--------------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 科 目 | 合 計 | 一 般 会 計 | 諏 訪 湖 流 域 特 別 会 計 | 千 曲 川 流 域 下 流 処 理 区 特 別 会 計 | 千 曲 川 上 流 処 理 区 特 別 会 計 | 犀 川 安 曇 野 流 域 特 別 会 計 |
| 流 動 資 産 | 769,340,474 | 491,607,239 | 165,291,842 | 39,810,900 | 40,693,310 | 31,937,183 |
| 固 定 資 産 | 1,140,029,941 | 1,140,029,941 | | | | |
| 資 産 合 計 | 1,909,370,415 | 1,631,637,180 | 165,291,842 | 39,810,900 | 40,693,310 | 31,937,183 |
| 2 負債の部 | | | | | | |
| 科 目 | 合 計 | 一 般 会 計 | 諏 訪 湖 流 域 特 別 会 計 | 千 曲 川 流 域 下 流 処 理 区 特 別 会 計 | 千 曲 川 上 流 処 理 区 特 別 会 計 | 犀 川 安 曇 野 流 域 特 別 会 計 |
| 流 動 負 債 | 391,379,900 | 113,646,665 | 165,291,842 | 39,810,900 | 40,693,310 | 31,937,183 |
| 固 定 負 債 | 19,003,487 | 19,003,487 | | | | |
| 負 債 合 計 | 410,383,387 | 132,650,152 | 165,291,842 | 39,810,900 | 40,693,310 | 31,937,183 |
| 3 正味財産の部 | | | | | | |
| 科 目 | 合 計 | 一 般 会 計 | 諏 訪 湖 流 域 特 別 会 計 | 千 曲 川 流 域 下 流 処 理 区 特 別 会 計 | 千 曲 川 上 流 処 理 区 特 別 会 計 | 犀 川 安 曇 野 流 域 特 別 会 計 |
| 正 味 財 産 | 1,498,987,028 | 1,498,987,028 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 負債及び正味財産合計 | 1,909,370,415 | 1,631,637,180 | 165,291,842 | 39,810,900 | 40,693,310 | 31,937,183 |

表 3-5-2 一般会計 貸借対照表

(単位 円)

| 科 目 | 金 | 額 | |
|---------------|---------------|---------------|----------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1 流動資産 | | | |
| 現金預金 | 341,619,145 | | |
| 未収金 | 148,712,110 | | |
| 未成建設受託支出金 | 2,289,688 | | |
| 貸倒引当金 | △ 1,013,704 | | |
| 流動資産合計 | | 491,607,239 | |
| 2 固定資産 | | | |
| 基本財産 | | | |
| 預金 | 40,000,000 | | |
| 基本財産合計 | 40,000,000 | | |
| その他の固定資産 | | | |
| 土地 | 65,775,000 | | |
| 建物 | 117,493,650 | | |
| 減価償却累計額 | △ 18,668,596 | | |
| 車両運搬具 | 13,118,094 | | |
| 減価償却累計額 | △ 12,462,187 | | |
| 什器備品 | 25,183,786 | | |
| 減価償却累計額 | △ 23,305,392 | | |
| 電話加入権 | 1,460,701 | | |
| 敷金 | 2,806,000 | | |
| 退職給与引当預金 | 37,995,464 | | |
| 減価償却引当預金 | 69,712,511 | | |
| 運営調整引当預金 | 573,515,200 | | |
| 公益事業引当預金 | 247,405,710 | | |
| その他の固定資産合計 | 1,100,029,941 | | |
| 固定資産合計 | | 1,140,029,941 | |
| 資産合計 | | | 1,631,637,180 |
| II 負債の部 | | | |
| 1 流動負債 | | | |
| 未払金 | 87,507,829 | | |
| 前受金 | 2,937,700 | | |
| 預り金 | 2,026,202 | | |
| 賞与引当金 | 21,174,934 | | |
| 流動負債合計 | | 113,646,665 | |
| 2 固定負債 | | | |
| 退職給与引当金 | 19,003,487 | | |
| 固定負債合計 | | 19,003,487 | |
| 負債合計 | | | 132,650,152 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 正味財産 | | | 1,498,987,028 |
| (うち基本金) | | | (40,000,000) |
| (うち当期正味財産減少額) | | | (5,606,702) |
| 負債及び正味財産合計 | | | 1,631,637,180 |

イ. 収支の状況（3期比較）

表 3-5-3 一般会計 収支計算書

(1) 収入の部

| 大 科 目 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 基本財産運用収入 | 16,000 | 16,043 | 16,000 |
| 受託収入 | 4,023,940,349 | 3,775,898,537 | 3,713,194,120 |
| 雑収入 | 9,750,058 | 6,322,787 | 5,292,583 |
| 敷金・保証金戻り収入 | 943,500 | 250,000 | 1,263,500 |
| 基本財産特定預金取崩収入 | 0 | 0 | 40,000,000 |
| 特定預金取崩収入 | 1,575,750 | 0 | 0 |
| 繰入金収入 | 18,053,301 | 15,019,966 | 14,042,633 |
| 当期収入合計 | 4,054,278,958 | 3,797,507,333 | 3,773,808,836 |
| 前期繰越収支差額 | 340,604,053 | 374,399,668 | 384,665,989 |
| 収入合計 | 4,394,883,011 | 4,171,907,001 | 4,158,474,825 |

(2) 支出の部

| 大 科 目 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|
| 普及啓発事業費 | 3,248,250 | 1,866,250 | 1,681,250 |
| 研修事業費 | 3,893,176 | 2,751,857 | 2,694,120 |
| 調査研究事業費 | 1,890,000 | 74,990 | 0 |
| 建設工事受託事業費 | 303,338,322 | 254,682,603 | 209,069,171 |
| 維持管理受託事業費 | 3,449,543,725 | 3,382,218,478 | 3,399,961,659 |
| 排水設備工事責任技術者試験講習等事業費 | 18,960,613 | 15,561,427 | 14,853,758 |
| 管理費 | 152,251,802 | 92,212,223 | 69,140,987 |
| 敷金・保証金支出 | 135,000 | 1,076,000 | 1,236,000 |
| 基本財産定期預金支出 | 0 | 0 | 40,000,000 |
| 特定預金支出 | 69,169,154 | 21,777,218 | 7,935,723 |
| 繰出金支出 | 18,053,301 | 15,019,966 | 14,042,633 |
| 予備費 | 0 | 0 | 0 |
| 当期支出合計 | 4,020,483,343 | 3,787,241,012 | 3,760,615,301 |
| 当期収支差額 | 33,795,615 | 10,266,321 | 13,193,535 |
| 次期繰越収支差額 | 374,399,668 | 384,665,989 | 397,859,524 |

(2) 主要な業務内容と業務別収支の状況

ア. 流域維持管理事業

長野県からの委託を受けて、3 流域 4 処理場の維持管理業務を行なっている。それぞれの処理場ごとに特別会計を設け、支出金額はすべて県からの受託料で賄われている。

平成 16 年度における概要は下記のとおりである。

表 3-5-4 流域下水道維持管理業務の概況

| 区分 | 対象 | 現在施設能力 (m ³ /日) | 現在処理水量 (m ³ /日) | 受託料 (百万円) |
|---------|-------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------|
| | 市町村数 | | | |
| 諏訪湖流域 | 3 市 2 町 1 村 | 150,000 | 104,500 | 1,268 |
| 千曲川流域 | 下流 | 64,000 | 36,800 | 665 |
| | 上流 | 37,500 | 23,400 | 512 |
| 犀川安曇野流域 | 2 町 3 村 | 25,200 | 15,200 | 352 |
| 合計 | | 276,700 | 179,900 | 2,797 |

イ. 市町村公共下水道の維持管理

市町村・組合からの委託に基づいて、公共下水道終末処理場の維持管理業務を行なっている。平成 16 年度の概要は下記のとおりである。

表 3-5-5 公共下水道維持管理業務の概況

| 受託市町村数 | 処理場か所数 | 受託料 (百万円) |
|--------|--------|-----------|
| 45 | 54 | 632 |

ウ. 建設工事受託事業

市町村の下水道整備事業について技術支援を行なうため、市町村から委託を受けて下水道管渠工事に係る調査・設計及び工事の施行監理業務を行なっている。

平成 16 年度の概要は下記のとおりである。

表 3-5-6 建設工事受託業務の概況

| 項目 | 受託市町村数 | 事業費 (百万円) | 受託料 (百万円) |
|---------|--------|-----------|-----------|
| 調査・設計監理 | 5 | 88 | 3 |
| 施工監理 | 30 | 7,051 | 265 |
| 合計 | 30 | 7,139 | 268 |

*1 事業費とは、公社へ工事を委託している自治体を実施した工事に関する事業費をいう。

*2 調査・設計管理業務を受託している市町村からは施工管理業務も受託しているため、受託市町村数の合計は単純合計とはならない。

エ. その他の事業

下水道に関する普及啓発、教育の実施等のために、下記の事業を実施している。

- (ア) 普及啓発事業
 - (i) ホームページによる普及啓発事業
 - (ii) 啓発用パンフレットの作成等事業
 - (iii) 下水道の日にちなむ啓発事業
 - (iv) 夏休み水の研究室の開催
 - (v) 流域下水道終末処理場の見学者対応

- (イ) 下水道関係職員養成事業
 - (i) 市町村職員を対象とした研修
 - (ii) 公社職員研修

- (ウ) 調査研究事業
 - (i) 維持管理受託業務の検討
 - (ii) 参考文献の収集

- (エ) .排水設備工事責任技術者試験講習等事業

2. 人件費について

(1) 概要

長野県出資等外郭団体「改革基本方針」では、公社の改革方針を「県関与の廃止」と定め、平成 16 年度より県派遣職員を縮減している過程にある。平成 16 年度末においては、管理職ポストを県派遣職員が占めているが、プロパー職員の登用を目指している。

人件費に関連する諸規程は、県に準じたものとなっているため、合规性を中心に監査を実施した。

(2) 実施した監査手続

- (i) 総勘定元帳と人件費システムからの帳票の照合手続
- (ii) 人件費システムの情報と源泉税領収証書との照合
- (iii) 諸手当の支給内容と各種規程との整合性の検証
- (iv) 手当支給額に関する再計算の実施
- (v) 顧問料と顧問契約の照合
- (vi) 退職給与引当金に関する再計算の実施
- (vii) 給与支給対象者と人員配置表との照合

(3) 結果

特別会計と一般会計の区分に関する下記の指摘を除き、特に記載すべき事項は無かった。

(4) 特別会計と一般会計の経費の負担について

公社の本社（公社による呼称）の管理職員の職員給与等人件費について、特別会計で負担している。公社では、本社部門において各管理事務所の業務を実施しているにも拘らず、各管理事務所に相応の事務コストを負担させる按分基準を持っていないため、上記の措置をとっている。

平成 16 年度において管理費（69,140 千円）とされている中には、本社経費のうちに各管理事務所が負担する金額も一部に含まれて計上されている。

しかし、管理職員は法人全体の管理業務に従事しているため、各管理事務所が人件費を負担すべき業務をどの程度実施しているのか容易に判断できない。このため、現在公社が採用している方法は、各管理事務所に負担させるべき金額の算定に合理性を欠く処理である。

また、各管理事務所の人件費は、公社の特別会計を構成し、県の委託料を介して市町村が負担することとなる。従って、受益者負担の観点に立てば、各管理事務所が負担している事務コストを正確に把握し、適正な金額を集計して委託料を県に請求することが望ましい。現在、各管理事務所単位で把握している直接費に関しては、部門の区分が問題なく行なわれているところであるが、本社管理部門が負担している共通費の中には、各管理事務所の負担となる費用が含まれている可能性がある。

以上のことから、特別会計における共通費の取扱いにおいては、本社管理部門の共通費に関して合理的な按分基準を適用し、各管理事務所の計上とすることが必要である。

表 3-5-7 各管理事務所が負担している管理職員の人件費

(単位：円)

| 管理事務所 | 給与手当 | 福利厚生費 | 合計 |
|-------|------------|-----------|------------|
| 南信 | 8,484,847 | 1,519,523 | 10,004,370 |
| 千曲川下流 | 8,563,998 | 1,533,698 | 10,097,696 |
| 中信 | 8,410,003 | 1,506,119 | 9,916,122 |
| 千曲川上流 | 7,372,900 | 1,320,388 | 8,693,288 |
| 合計 | 32,831,748 | 5,879,728 | 38,711,476 |

3. 内部留保について

(1) 概要

公社には平成 16 年度末時点で 1,458 百万円（基本金 40 百万円を除く）の正味財産がある。この発生源泉は「(2) 公社の財務構造と正味財産の発生要因」の分析に示すとおり、主として建設工事受託事業から発生したものである。

(2) 公社の財務構造と正味財産の発生要因

公社の会計単位は、長野県からの流域下水道事業の維持管理受託業務に関する特別会計とそれ以外の事業に関する一般会計に分かれている。

ア. 特別会計

長野県からの流域下水道事業の維持管理業務の受託事業に関する収支であり、維持管理業務にかかる実際発生費用の全額が、長野県から受託業務にかかる収入として受け入れられるため特別会計においては収支差額は発生しない構造となっている。

イ. 一般会計

一般会計は主に、建設工事受託事業、維持管理受託事業、排水設備工事責任技術者試験講習等事業及びこれらの事業全般に係る管理費から構成されている。各事業の収支差額から管理費を控除したものが一般会計全体の収支差額となる。

(ア) 建設工事受託事業

事業の内容は市町村の下水道整備事業について技術支援するため、市町村から委託を受けて下水道管渠工事に係る調査・設計及び工事の施工管理業務を行なうものである。

a. 収入

市町村の建設工事費（市町村の工事契約金額）に対する一定割合を建設工事受託収入として受け入れる。市町村の工事契約金額に対する一定割合（建設工事受託料率）は以下のように変更され現在に至っている。

表 3-5-8 建設工事受託料率の経過

| 年度 | 料率 | | | | 算定根拠 |
|-------------------------|-------------------|----------------------------|----------------------|------|---|
| | 調査・設計の 業務管理 | 工事の施工管理 | | | |
| | | 工事契約額に対して | | | |
| 調査・設計に 要する費用 に対して | 工事費用 5億円 以下 | 工事費用 5億 円を超え 10億 円以下 | 工事費用 10億円を 超える | | |
| 平成3年度 から | 10.0% | 5.3% | 4.3% | 3.3% | 日本下水道事業団の下水道施設の建設に係る受託率を参考に決定 |
| 平成5年度 から | 8.0% | 4.3% | 4.3% | 3.3% | 公社の長期計画に基づく収支予算書から算出 |
| 平成10年度 から | 6.0% | 4.3% | 4.3% | 3.3% | 平成5年度の受託料に人事院勧告の給与上昇率によるスライドを加味して試算した結果より算出 |
| 平成10年度 下期から | 6.0% | 3.8% | 3.8% | 3.3% | 平成20年度までの受託予定事業費から各種受託料率による収支を試算した結果より |
| 平成11年度 から | 3.8% | 3.8% | 3.8% | 3.3% | 業務監理の減少による収入割合の減少を見込んだ公社収支見通しに基づいて算出 |

b. 費用

市町村から受託した設計・施工管理業務を遂行するために要した費用で、実際発生額を計上している。

c. 損益

(a) の収入から (b) の費用を控除した差額が収支差額 (損益) となる。収入である受託料率は市町村の建設工事契約額に対する一定割合であり、支出である実際発生費用と明確な相関関係が無い場合、必ず収支差額が生じる。

(イ) 維持管理受託事業

事業の内容は市町村の建設した下水道施設の維持管理のための業務の受託である。

a. 収入

公社の設定した料金表に基づいて算出された技術支援費と実際の処理場の運営に関する業務についての実際発生費用分の合計額を収入額としている。公社の設定している料金表の算出根拠は以下のとおりとなっている。

表 3-5-9 維持管理受託事業料金表の算定根拠

| 年度 | 算定根拠 |
|--------------------------|--|
| 設立時から 平成 11 年度まで | 長野県土木実施設計単価表の技師 B、C ランクの単価をもとにした積算により設定している。 |
| 平成 12 年度から 平成 14 年度まで | 過年度の実績に基づいて算出された標準単価による積算により設定している。 |
| 平成 15 年度から 平成 17 年度まで | 3 年ごとに実績に基づいた見直しを実施し、実際発生額との乖離を是正している。 |

b. 費用

維持管理業務に要した実際発生額を費用として計上している。

c. 損益

a. の収入から b. の費用を控除した差額が収支差額 (損益) となるが、処理場運営費は実費精算となっており収支差額は生じないため、実際には公社料金表による技術支援費とそれに対応する実際発生費用の差額が損益となる。

(3) 建設工事受託業務と維持管理受託業務の収支の推移状況

公社の設立時から平成 16 年度までの建設工事受託業務と維持管理受託業務のそれぞれの収支の推移状況は以下のとおりである (共通管理費は除いている)。

表 3-5-10 建設工事受託収支の推移

(単位：百万円)

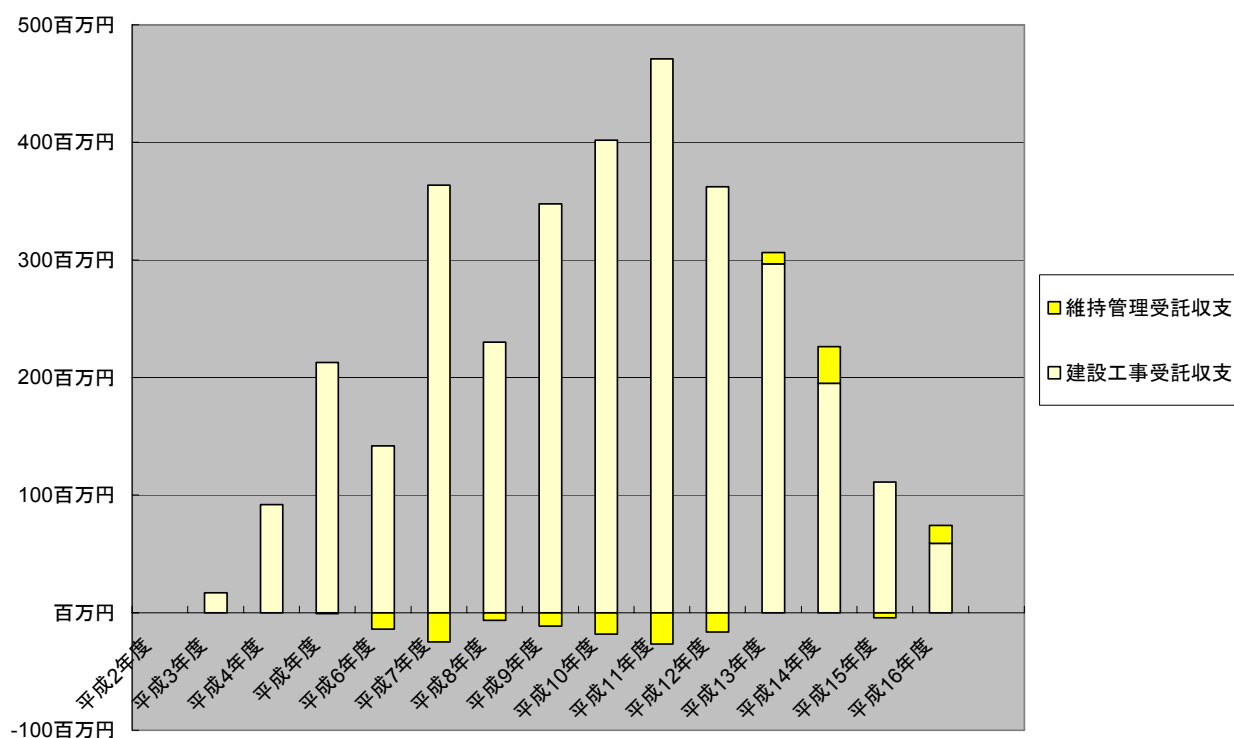
| 年度 | 収入 | 支出 | 収支差額 | 料率改定 |
|----------|-----|-----|------|--------------|
| 平成 3 年度 | 56 | 39 | 17 | 第 1 回料率見直し |
| 平成 4 年度 | 217 | 125 | 92 | |
| 平成 5 年度 | 468 | 255 | 213 | |
| 平成 6 年度 | 417 | 275 | 142 | |
| 平成 7 年度 | 669 | 305 | 364 | |
| 平成 8 年度 | 583 | 353 | 230 | |
| 平成 9 年度 | 729 | 381 | 348 | |
| 平成 10 年度 | 879 | 477 | 402 | 第 2、3 回料率見直し |
| 平成 11 年度 | 998 | 527 | 471 | 第 4 回料率見直し |
| 平成 12 年度 | 819 | 457 | 362 | |
| 平成 13 年度 | 734 | 437 | 297 | |
| 平成 14 年度 | 498 | 303 | 195 | |
| 平成 15 年度 | 366 | 255 | 111 | |
| 平成 16 年度 | 268 | 209 | 59 | |

表 3-5-11 維持管理受託収支の推移

(単位：百万円)

| 年度 | 収入 | 支出 | 収支差額 | 料率改定 |
|----------|-----|-----|------|----------|
| 平成 3 年度 | 0 | 0 | 0 | 第 1 回見直し |
| 平成 4 年度 | 0 | 0 | 0 | |
| 平成 5 年度 | 82 | 83 | △1 | |
| 平成 6 年度 | 108 | 122 | △14 | |
| 平成 7 年度 | 149 | 174 | △25 | |
| 平成 8 年度 | 339 | 346 | △7 | |
| 平成 9 年度 | 429 | 441 | △11 | |
| 平成 10 年度 | 475 | 494 | △18 | |
| 平成 11 年度 | 525 | 552 | △27 | |
| 平成 12 年度 | 602 | 618 | △17 | |
| 平成 13 年度 | 658 | 648 | 10 | |
| 平成 14 年度 | 771 | 740 | 31 | 第 2 回見直し |
| 平成 15 年度 | 624 | 629 | △4 | |
| 平成 16 年度 | 632 | 617 | 15 | |

図 3-5-1 正味財産推移



(4) 正味財産の推移の状況

会社の設立時から平成 16 年度までの正味財産純増減と正味財産残高の推移は以下のとおりである。

表 3-5-12 正味財産の推移

(単位：百万円)

| 年度 | 当期正味財産 純増減額 | 正味財産 |
|----------|----------------|-------|
| 平成 2 年度 | △7 | △7 |
| 平成 3 年度 | 16 | 9 |
| 平成 4 年度 | 21 | 31 |
| 平成 5 年度 | 111 | 142 |
| 平成 6 年度 | △25 | 116 |
| 平成 7 年度 | 147 | 264 |
| 平成 8 年度 | 140 | 404 |
| 平成 9 年度 | 172 | 576 |
| 平成 10 年度 | 297 | 873 |
| 平成 11 年度 | 196 | 1,070 |
| 平成 12 年度 | 144 | 1,213 |
| 平成 13 年度 | 153 | 1,366 |
| 平成 14 年度 | 96 | 1,462 |
| 平成 15 年度 | 2 | 1,465 |
| 平成 16 年度 | △6 | 1,459 |
| 累計 | 1,459 | |

以上から公社の平成 16 年度末の正味財産 1,459 百万円はそのほとんどが建設工事受託事業から生じたものであるといえる。

(5) 適正な内部留保金額の検討

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定同 9 年 12 月 16 日一部改正）によれば公益法人の内部留保は以下のように定義される。

| |
|---------------------------------|
| 『内部留保』とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。 |
| ① 財団法人における基本財産 |
| ② 公益事業を実施するために有している基金 |
| ③ 法人の運営に不可欠な固定資産 |
| ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等 |
| ⑤ 負債相当額 |

この基準に基づいて公社の内部留保金額を算定すると以下のようになる。

表 3-5-13 公社の内部留保金額

(単位:百万円)

| | |
|----------------------|-------|
| 総資産 | 1,631 |
| (控除) | |
| ①財団法人における基本財産 | 40 |
| ②公益事業を実施するために有している基金 | - |
| ③法人の運営に不可欠な固定資産 | |
| 土地 | 65 |
| 建物 | 117 |
| 減価償却累計額 | △18 |
| 車両運搬具 | 13 |
| 減価償却累計額 | △12 |
| 什器備品 | 25 |
| 減価償却累計額 | △23 |
| 電話加入権 | 1 |
| 敷金 | 2 |
| 小計 | 171 |
| ④将来の特定の支払いに充てる引当資産等 | |
| 退職給与引当預金 | 37 |
| 減価償却引当預金 | 69 |
| 小計 | 107 |
| ⑤負債相当額 | 132 |
| | |
| 内部留保＝総資産－（①＋②＋③＋④＋⑤） | 1,179 |

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成 8 年 12 月 19 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）の中で内部留保について以下のように述べられている。

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、本来単年度の収支において、大幅な黒字を有するものではない。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化等を考慮すると、公益事業を適切、継続的に行うためには、ある程度のいわゆる「内部留保」を有することは必要である。

しかしながら、公益法人は、その事業目的、非営利性等から税制上の優遇等が認められているものであり、有することができる「内部留保」についても、その規模は一定の範囲にとどめるべきである。

公益法人の内部留保の水準としては、過去の収入の変動等を考慮しつつ、社会経済情勢の変化等が生じた場合であっても、当該法人が実施している公益事業を、当面支障なく実施できる程度にとどめることを目指すべきである。その水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）の合計額の 30%程度以下であることが望ましい。

この運用指針に従い公社の適正な内部留保金額を算定すると以下のとおりとなる。

表 3-5-14 公社の適正な内部留保金額

(単位:百万円)

| | |
|--------------------------------|-------|
| 平成 16 年度年度における | |
| 事業費 | 845 |
| 管理費 | 69 |
| 当該法人が実施する事業に不可欠な 固定資産取得費（*） | 225 |
| 小計 | 1,140 |
| ×30% | 342 |

*当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費は現在所有している土地、建物、車両運搬具、什器備品、電話加入権及び敷金を全て再取得すると仮定した場合に要する費用によっている。

なお、算定に際して特別会計に関する事業費については、長野県との契約により事業費の全額が長野県から支払われ、運用指針が内部留保を容認する根拠である経済情勢の変化等に影響されない性質のものであるため除外し、一般会計のみを対象としている。

以上から平成 16 年度末現在の公社の内部留保は運用指針が望ましいとする範囲を超えているといえる。

(6) 内部留保の今後の扱い（還元方法）についての公社の考え

ア. 内部留保の発生源となった建設受託事業に関する公社の見解

県内の下水道事業は公社が設立された頃から急激に下水道事業へ着手する市町村が増加し、また、この時期は国においても下水道整備に重点が置かれたこともあって、経済対策の補正予算も増額され、急速に整備が進められた。

下水道の管渠整備は、大規模な市においては長期間となるが、町村の規模になると 5 年から 10 年間による一過性のものであって、県内ではそのピークが平成 11 年度の前後に集中した。

このため受託額は平成 11 年度にピークに達し、その後平成 16 年度にかけて急激に減少してきた。受託額は当面漸減することとなるため、将来は補修、更新に係る建設工事に移行していくこととなる。

イ. 内部留保の今後の解消方針に関する公社の見解

(i) 過年度の市町村の下水道工事契約実績及び今後の整備計画から、市町村の下水道整備事業は完了段階を迎えており、次ページのグラフに示されるように平成 12 年度から平成 16 年度にかけて新規の工事契約は急速に減少している。今後もこの減少傾向は継続する見込みである。これに伴い公社の建設工事受託事業も縮小していくものと予想され、維持管理受託業務のみで単年度の収支の均衡は困難になると見込まれる。その際に現在の内部留保を充当していく予定である。

(ii) 現在、公益事業として予算計上されているものは「普及啓発事業」「研修事業」「調査研究事業」の 3 事業であり、平成 16 年度では 4,375 千円の支出となっている。公社の公益法人としての立場から、これらの事業をさらに充実していくために、内部留保の活用を考えている。

(iii) 建設工事受託事業の縮小に伴い、維持管理受託事業を中心とする事業形態に適応した組織形態に改変し適正な収支構造を構築していく努力は当然必要となる。それにより維持管理業務を中心とする事業形態でも収支バランスの取れた運営が可能となった段階では、内部留保を維持管理受託料の引き下げにより各市町村に還元していく予定である。また、平成 18 年度から公共下水道の維持管理受託料金の引き下げを行う予定であり、内部留保の減少が見込まれている。

(7) 公社の内部留保解消方針の問題点

公社が各市町村に下水道整備事業の将来見込についての照会調査を行い、その回答に基づいて算出した平成 17 年度以降の建設工事受託事業の見込と、平成 16 年度までの実績推移は以下のとおりである。公社の将来見込はこの調査に基づくものであり合理的な根拠に基づくものといえる。

図 3-5-2 自治体工事契約推移

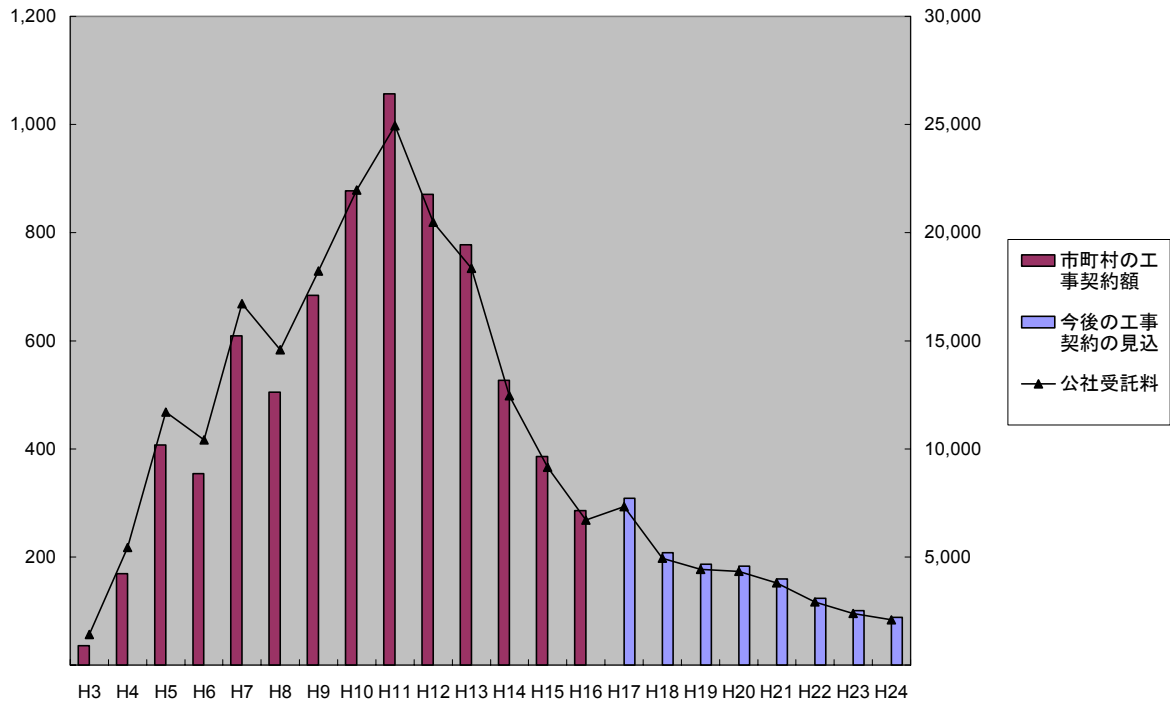


表 3-5-15 下水道整備事業の実情及び将来見込

| 年度 | 市町村の工事契約額 (百万円) | 公社の受託料 (百万円) | 料率 |
|----------|--------------------|-----------------|-------|
| 平成 3 年度 | 893 | 56 | 6.30% |
| 平成 4 年度 | 4,231 | 217 | 5.14% |
| 平成 5 年度 | 10,176 | 468 | 4.60% |
| 平成 6 年度 | 8,860 | 417 | 4.70% |
| 平成 7 年度 | 15,230 | 669 | 4.39% |
| 平成 8 年度 | 12,622 | 583 | 4.62% |
| 平成 9 年度 | 17,096 | 729 | 4.26% |
| 平成 10 年度 | 21,941 | 879 | 4.01% |
| 平成 11 年度 | 26,409 | 998 | 3.78% |
| 平成 12 年度 | 21,765 | 819 | 3.76% |
| 平成 13 年度 | 19,437 | 734 | 3.78% |
| 平成 14 年度 | 13,168 | 498 | 3.78% |
| 平成 15 年度 | 9,648 | 366 | 3.79% |
| 平成 16 年度 | 7,139 | 268 | 3.76% |
| 平成 17 年度 | 7,722 | 293 | 3.80% |
| 平成 18 年度 | 5,198 | 198 | 3.80% |
| 平成 19 年度 | 4,665 | 177 | 3.80% |
| 平成 20 年度 | 4,573 | 174 | 3.80% |
| 平成 21 年度 | 3,994 | 152 | 3.80% |
| 平成 22 年度 | 3,080 | 117 | 3.80% |
| 平成 23 年度 | 2,510 | 95 | 3.80% |
| 平成 24 年度 | 2,210 | 84 | 3.80% |

内部留保を出資者に配当還元する制度のない公益法人としては、今後の事業収入を通じて還元を図る方法は解決案の一つである。しかし、公社が現在考えている維持管理受託料の引き下げによる還元案では、過年度における内部留保の発生主体と今後予定している還元主体とが整合しないことになる。

ピーク時の平成 11 年度前後の建設工事受託先市町村と、平成 16 年度の維持管理受託先市町村の対応関係を示すと以下のとおりである。

表 3-5-16 建設工事受託先市町村と維持管理受託先市町村

| 自治体名 | 建設工事受託 | | | 維持管理受託 | |
|--------------|--------|----|----|--------|--------------|
| | 10 | 11 | 12 | 16 | |
| ▲ 長野市 | √ | | | | |
| ▲ 更埴市 | √ | √ | √ | | |
| ▲ 坂城町 | √ | √ | √ | | |
| ▲ 戸倉町 | √ | √ | √ | | |
| ▲ 上山田町 | √ | √ | √ | | |
| ▲ 須坂市 | √ | | √ | | |
| 高山村 | √ | √ | √ | √ | |
| ▲ 信州新町 | √ | √ | √ | √ | 17 年度から自治体管理 |
| 信濃町 | | | | √ | 17 年度から自治体管理 |
| 戸隠村 | √ | √ | √ | √ | |
| 鬼無里村 | √ | √ | | √ | |
| 小川村 | √ | √ | | √ | |
| 中条村 | √ | √ | √ | √ | |
| ▲ 中条村代行 | √ | √ | | | |
| 飯綱行政組合 | √ | √ | √ | √ | |
| ▲ 木島平村 | √ | √ | | | |
| 豊田村 | | √ | √ | √ | |
| ▲ 川上村 | √ | √ | | | |
| 南佐久環境衛生組合 | √ | √ | √ | √ | |
| ◎ 小諸市 | | | | √ | |
| 軽井沢町 | √ | √ | √ | √ | |
| ▲ 望月町 | √ | √ | √ | | |
| 御代田町 | √ | √ | √ | √ | |
| 立科町 | √ | √ | | √ | |
| ▲ 浅科村 | √ | √ | √ | | |
| 北御牧村 | √ | √ | √ | √ | |
| ▲ 長門町 | √ | √ | √ | | |
| ▲ 青木村 | √ | √ | | | |
| ▲ 佐久下水組合 | | | √ | √ | 17 年度から自治体管理 |
| ◎ 川西保健衛生施設組合 | | | | √ | |
| ◎ 富士見町 | | | | √ | |
| 駒ヶ根市 | | √ | √ | √ | |
| 飯島町 | √ | √ | √ | √ | |
| 高遠町 | √ | √ | √ | √ | |
| ◎ 辰野町 | | | | √ | |

| 自治体名 | 年度 | 建設工事受託 | | | 維持管理受託 | |
|------|--------|--------|----|----|--------|-------------|
| | | 10 | 11 | 12 | 16 | |
| ◎ | 箕輪町 | | | | √ | |
| ◎ | 南箕輪村 | | | | √ | |
| ◎ | 中川村 | | | | √ | |
| ◎ | 宮田村 | | | | √ | |
| | 伊那市 | √ | √ | √ | √ | |
| | 松川町 | √ | √ | √ | √ | |
| | 高森町 | √ | √ | √ | √ | |
| ▲ | 阿智村 | √ | √ | √ | | |
| ▲ | 阿智村代行 | √ | √ | √ | | |
| | 喬木村 | √ | √ | √ | √ | |
| ▲ | 天龍村 | √ | √ | √ | | |
| ▲ | 天龍村代行 | √ | √ | √ | | |
| | 南信濃村 | √ | √ | √ | √ | |
| ▲ | 南信濃村代行 | √ | | | | |
| | 木曾福島町 | √ | √ | | √ | |
| | 上松町 | | √ | √ | | 17年度から受託 |
| ▲ | 上松町代行 | | | √ | | |
| | 南木曾村 | √ | √ | | √ | |
| | 日義村 | √ | | | √ | |
| ◎ | 大桑村 | | | | √ | |
| ▲ | 山口村 | √ | √ | √ | √ | 17年度から中津川へ |
| ▲ | 木祖村 | √ | √ | √ | √ | 17年度から自治体管理 |
| ▲ | 榑川村 | √ | √ | √ | √ | 17年度から自治体管理 |
| ▲ | 榑川村代行 | √ | √ | √ | | |
| | 明科町 | √ | √ | √ | √ | |
| ◎ | 波田町 | | | | √ | |
| | 麻績村 | √ | √ | √ | √ | |
| ▲ | 麻績村代行 | √ | | | | |
| ◎ | 山形村 | | | | √ | |
| | 朝日村 | | | | √ | 17年度から自治体管理 |
| | 四賀村 | √ | √ | √ | √ | |
| ▲ | 穂高町 | √ | √ | √ | | |
| ▲ | 豊科町 | | √ | √ | | |
| ▲ | 梓川村 | √ | √ | √ | | |
| ▲ | 三郷村 | √ | √ | √ | | |
| ▲ | 堀金村 | √ | √ | √ | | |
| ▲ | 池田町 | √ | √ | √ | | |
| ▲ | 松川村 | √ | √ | √ | | |
| ▲ | 白馬村 | √ | √ | √ | | |
| ▲ | 小谷村 | √ | √ | | | |
| ▲ | 大町市 | √ | √ | √ | | |

√は受託契約があることを示す。

▲＝還元を享受できない可能性がある自治体（36市町村）

◎＝還元のみを享受する可能性のある自治体（11市町村）

全自治体数（76市町村）

以上のように対応関係を検討した自治体 76 市町村のうち半数以上の 47 市町村について還元を享受できない又は、還元のみを享受するといった不合理が生じることになる。建設工事受託と維持管理受託の両受託を受けている自治体は 29 市町村にすぎないことになる。また、両受託を受けている自治体に関しても、建設工事受託に伴って生じた内部留保と還元される留保分の均衡をどのように図るかという問題も生じる。

(8) 意見

本来、公益法人である公社は利益の獲得を主目的とする法人ではないため、正味財産を留保する目的は、将来特定の支出が見込まれているものに対する資金留保や、社会経済情勢の変化や法人に関する状況の変化等に対応し公益事業を適切、継続的に行うための留保に限定されるべきと考えられる。

しかし、制度上、公益法人は利益の獲得と分配を想定しないため、過大な内部留保が生じた場合の還元方法が規定されていない。このため現在公社で留保されている正味財産の還元方法について合理的な処理の方法が見当たらない。

現在の公社の状況から判断して正味財産として留保されている内部留保は明らかに過大なものであり、今後公社の内部留保をどのように還元するか検討を要する。

解消策としては、公益事業の充実によって図られることが望ましい。公社が考えているような維持管理受託料の引き下げによる還元方法も一案であるが、「(7) 公社の内部留保解消方針の問題点」で指摘しているような問題点があるので、実施に際しては関係市町村の同意を得る等の対応策が必要になると考えられる。また、還元する引き下げ期間をどの程度に設定するのか、適切な還元金額をどのように算定するのか、建設工事受託がなく、維持管理受託のみの自治体の扱いをどうするのか等公平性の観点から解決すべき問題がある。

こうした不合理を生じさせないために、一旦公社組織を解散し、残余財産を長野県（現時点の公社の寄付行為では解散時の残余財産は長野県又は公社と類似の目的を持つ他の団体に寄付されることになっている）又は出資自治体に寄付金として返還したうえで、別途現在の公社の事業を引き継ぐ組織を設立する案も考えられる。

いずれも公平性の観点からすると完全に合理的な解決策ではないため、公社は関係自治体の利害調整を図りながら解決できる方策を長野県と協議し検討していくべきである。

4. 固定資産について

(1) 設備の概要

公社独自の固定資産は事務用の限られた資産の保有に限られている。流域維持管理の固定資産は県所有であって、公社は各処理場ごとの維持管理業務委託契約に基づいて、同設備の貸与を受け流域維持管理に関する業務を実施している。